

講 演

ヨーロッパ共同体における基本的権利の保護⁽¹⁾

ジェラルド・ホーガン*

浦田 賢治 共訳
江島 晶子

序論

「人権」裁判所としての EC 裁判所の発展

1980年代における発展

アイルランドの妊娠中絶事件

Wachauf 事件および Bostock 事件における判決

EC 裁判所の人権判例の正当性

訳者のはしがき

1995年6月8日、ジェラルド・ホーガン氏 (Gerard W. Hogan, ダブリン大学トリニティ・カレッジ講師, バリスター)は、本研究所においてレクチャーを行った。ホーガン氏は、当時、東邦大学の招きに応じて来日していたが、元山健氏(同大学教授)の紹介で、本研究所に来所された。本稿はそのレクチャーをもとにしているが、本誌に掲載するにあたって、日本の読者のために注記等の必要な加筆・補正がなされている。

ホーガン氏は1958年、アイルランド共和国ウォータールフォード市の近くに生まれた。その後同氏は、アイルランドのパブリックスクールからダブリン大学ユニヴァーシティ・カレッジに進み、同カレッジで法学士(1979年)、同修士(1981年)の学位を得た。その後アメリカ合衆国ペンシルヴァニア大学で学び、ここでも修士号を取得している(1982年)。帰国後ダブリンのキングス・インに入学して、バリスターの資格を取得(1984年)、さらに翌年(1985年)トリニティ・カレッジで修士号を取得し、以来トリニティ・カレッジに籍を置いている。氏は現在トリニティ・カレッジのフェロウでもあ

(1) この論文は、1995年6月8日に早稲田大学比較法研究所において行った講演原稿を手直したものである。

* ダブリン大学トリニティ・カレッジ講師

る。

少し詳細にホーガン氏の経歴をここに紹介したのは、通常の講師紹介という意味に加えて、アイルランドの法学、法曹教育の現状をこの際わざわざ紹介しようと考えたからである。英国の法伝統下にあるその他の国と同様、アイルランドもまたコモン・ローを継受している。バリスター／ソリシター制の採用や両者の養成の仕方も基本的に英国と同様である。アイルランドの大学のロー・スクールでは従来、多くの英国人研究者が教育研究にあたってきた。アイルランド人教員は多くの場合非常勤のバリスターであって、専任はそう多くはいなかった。教科書も英国の教科書が用いられることが多かった。また若い研究者の多くは、英国に学部以上の教育を求めていった。60年代後半からの近代化、72年のEC加盟を一画期として、状況は今日大きく変わりつつある。アイルランド人が教授職を占め、アイルランド法の教科書が編纂され、専任教員は質量ともに充実されつつある。専任教員はバリスター資格は持っていても実務には携わらなくなりつつあり、この点でホーガン氏は今や例外的存在である。また若い研究者の多くは英国の他にアメリカのロー・スクールに研究・教育の場を求めようになっている。アメリカで学位を取得した人々は既に法曹界の中堅として活躍しつつある。例えば最高裁の女性判事デナム氏、女性の大統領メアリ・ロビンソン氏がこの典型例である。そしてこうしたアイルランド法学界の、新しい風を一身に受けている若手研究者の代表の一人として、ホーガン氏を数えることができるであろう。

次にホーガン氏の研究の方法的特徴に言及しよう。同氏は自らをリベラルな「法実証主義者 (legal positivist)」であるといっている。コモン・ロイヤーであるバリスターとして、実定法・判例を深く理解する能力は、この翻訳を一読すれば明白であろう。ただ氏の方法的立場をアイルランド法曹界の現実を離れて、硬直した実定法主義者と理解してはならないと思われる。アイルランド最高裁は憲法 (1937年制定) の解釈に当たって、あたかもEC裁判所が「法の一般原理」を論拠とするのと同様に、憲法に明示されていない人権 (特に社会権や新しい権利など) を「自然法」の要請するところとして、大胆に擁護しており、ホーガン氏の依拠する「判例」にはこうしたアイルランドの文脈が含まれているからである。

最後にホーガン氏の最近の仕事に触れておこう。同氏は現在、政府の設置した「憲法改正委員会」の専門分野 (憲法学) 代表の最若年の委員をつとめている。昨年25年ぶりに北アイルランドで「戦火」が止んだ。この「停戦」にあたってアイルランド共和国政府は、英国政府との協定において、1937年憲法中の北アイルランドに対する領土主権＝再統一規定 (第2条, 第3条) をはじめとして、永続的和平への障害になりうる規定の見直しを約束した。そのための委員会が前記の委員会であり、来年 (1996年) 春には報告書が出る予定である。

同氏の主な業績を挙げると次のとおりである。

主要著書：

- ① HOGAN AND MORGAN, ADMINISTRATIVE LAW IN IRELAND (London, Sweet & Maxwell; 1st ed., 1986, 2nd ed., 1991)

- ② HOGAN AND WALKER, POLITICAL VIOLENCE AND THE LAW IN IRELAND (Manchester Univ. Press, 1989)
- ③ HOGAN AND WHYTE, KELLY'S THE IRISH CONSTITUTION (Dublin, Jurist; 2nd ed., 1994)
- ④ HOGAN AND O'REILLY, RULES OF THE SUPERIOR COURTS (NO.1) 1989 (S.I. NO.14 OF 1989) (Dublin, GOVERNMENT PUBLICATIONS OFFICE, 1989)

主要論文：

- ① Natural and constitutional justice: adieu to laissez-faire, Irish Jurist (n.s.) 19 (1984)
- ② Law and Religion: Church and State in Ireland from independence to the present day, American Journal of Comperative Law 35 (1987)
- ③ Free speech, privacy and the press in Ireland, Public Law (1987)
- ④ Contracting out of the Rome Convention, Law Quarterly Review 108 (1992)
- ⑤ Article 22 of the Brussels Convention and the concept of "first seisin", European Law Review, 17(1992)

この「はしがき」執筆のために元山健氏の協力をえたことを記し、謝意を表する。また本稿の翻訳を快く引き受けて下さった江島晶子専任講師(明治大学短期大学)にお礼を申し上げたい。

(浦田 賢治)

序 論

日本の聴衆に対して、どんな論題で話すべきかを考えた際、当初はマーストリヒト条約の批准について話すべきであると考えていました。しかしさらによく考えてみますと、学究的聴衆には、今ここに示している論題の方がより興味深いかもしれないと考えました。もっとも、私が示しておきたいのは、この二つの論題が全く無関係なものではないことです。しかも人権分野におけるヨーロッパ共同体司法裁判所(The Court of Justice of the European Communities[以下、EC裁判所と訳す：訳者])の役割⁽²⁾に関して、今回お話しする大要から明らかになるのは、来年の政府間会議によるマーストリヒト条約の見直しの中で、同裁判所が重要な関連性があるかもしれないということです。

(2) 今や、この論題については膨大な文献がある。この複雑な論題をより詳細に扱ったものとして、一般的には以下を参照せよ。Dauses, "The protection of Fundamental Rights in the Community Legal Order" (1985) 10 European Law Review 398; Schermers, "The Scales in the Balance: national

「人権」裁判所としての EC 裁判所の発展

およそ30年前は、人権裁判所としての EC 裁判所の役割は明白ではありませんでした。もちろん、確かに、幾つかの基本的権利はローマ条約の中で明示的に保護されていました。たとえば6条(国籍に基づく差別の禁止)、40条3項(農業法における差別禁止)、そして119条(同一労働同一賃金)があります。しかしながら、たいていは、EC裁判所は、おもに自由貿易、競争法および農業法に関わる機関であるとみなされていました。人権の保護は、もっぱら国内裁判所(適用可能な場合)⁽³⁾か、ストラスブールのヨーロッパ人権裁判所⁽⁴⁾(European Court of Human Rights)において行われるものとみなされてきました。

Constitutional Court v Court of Justice” (1990) 27 Common Market Law Review 669 ; Lenaerts, “Fundamental Rights to be Included in a Community Catalogue” (1991) 16 European Law Review 367 ; Coppel and O’Neil, “The European Court of Justice : Taking Rights Seriously?” (1992) 29 Common Market Law Review 669 ; Jacobs , “The Protection of Human Rights in the Member States of the EC : the impact of the case law of the Court of Justice in O’Reilly ed ., Human Rights and Constitutional Law : Essays in Honour of Brian Walsh (Dublin, 1992) , 243 ; de Burca, “Fundamental Human Rights and the Reach of Community Law ” (1993) 13 Oxford Journal of Legal Studies 283 ; Twomey , “The European Union : three Pillars without a Human Rights Foundation ” in O’Keeffe and Twomey eds., Legal issues of the Maastricht Treaty (London, 1993) , 121 ; van Hamme, “Human Rights and the Treaty of Rome” in Heffeman ed., Human Rights : A European Perspective (Dublin , 1994) 70 ; Weiler and Lockhart , “Taking Rights Seriously ’ seriously : the European Court and its fundamental rights jurisprudence ” (1995) 32 Common Market Law Review 51 ; O’Leary, “The Relationship between Community Citizenship and the Protection of Fundamental Rights in Community Law ” (1995) 32 Common Market Law Review 519;

(3) 以下を参照せよ。Case 1/58 Stork v. High Authority [1959] ECR 17; Cases 36- 8, 40/59 Geitling v . High Authority [1960] ECR 523; Case 40/64 Sgarlata v. Commission [1965] ECR 215.

(4) ヨーロッパ人権裁判所は、ヨーロッパ人権条約 (ECHR) の解釈の責任を負う裁判所である。この条約はヨーロッパ共同体の創設よりも先行し、ヨーロ

こうした態度の変化を促した要因が幾つかあります。第1に、幾つかの国内裁判所——とくにドイツおよびイタリアの憲法裁判所⁽⁶⁾——側に、大規模な超国家的機関の機能についての不安がありました。この機関は、制限的ながら責任を負うための民主的権限を有する議会を備えていましたが、この機関の設立基本条約⁽⁶⁾は、共同体の単一市場計画⁽⁷⁾に必ずや付随する、または結果的に必要になる権利に加えて、明示的な人権保障を規定していませんでした。これに関連する問題、ある意味では、より重要かもしれない問題は、自国の憲法が共同体法と衝突するようになる場合には、国内裁判所は、「基本的権利の保護に関する自国の憲法条項の優位性を選択することによってジレンマを解決するだろう」⁽⁸⁾ということです。このような展開が進んだならば、基本原理、すなわち共

ッパ審議会（同審議会の加盟国数は、ヨーロッパ共同体加盟国数を常に大幅に上回ってきた）の庇護の下に普及してきた。同裁判所の主たる裁判権は、権利を侵害された市民によって加盟国に対して提起される個人申立に由来する。当初は、加盟国の中には、このような個人申立を認めることをいやがる国もあったが、こうした抵抗は次第に薄れていった。ヨーロッパ共同体の全15加盟国は、前述のような場合における裁判所の裁判権を認めている。

- (5) この問題に関するイタリアの憲法裁判所の態度については、一般的には以下を参照せよ。Gaja, “New Developments in a continuing history : the relationship between EC law and Italian law” (1990) 27 Common Market Law Review 83.
- (6) すなわち1957年ローマ条約（修正）のことである。
- (7) ゆえに、たとえば、119条の同一賃金条項は、女性に対する不公正な差別を撤廃するという構成国政府側の称讃すべき約束であると思うかもしれない。しかしながら、実際には119条の意図は、フランス産業界（当時、フランスは同一賃金に関してもっとも進んだ社会政策立法を有していた）に不公正な競争によって損害をこうむることはないということを確信させることであった。Curtin (Irish Employment Equality Law, Dublin, 1989) が述べているように、「フランスが恐れていたのは、ひとたび統一市場が確立されたならば、フランスにおける直接および間接的賃金コストが、フランスの産業（とりわけフランスの女性労働集約的産業）競争力に決定的な影響を与えるのではないかということであった。女性労働には男性労働よりも低い賃金を支払う他の加盟国との不公正な競争からフランスの産業を保護するという、まさに経済的理由から119条が条約に入れられたのであって、いかなる利他主義的意向からでもない。」(at. 45.)
- (8) Coppel and O’Neil, loc. cit., 670.

同体法の優位性の原理⁽⁹⁾を危険にさらすことになったでしょう。従って、基本的人権の保障が共同体条約には存在しないにもかかわらず、EC裁判所は、こうした懸念の表明化への対応として、基本的人権の保障を創り出すことを決意しました。

前述の不安の実例は、ドイツ憲法裁判所が最初の「Solange」事件の中で見せた、同一の事件、すなわち *Internationale Handelsgesellschaft v. Einfuhr- und Vorratsstelle für Getreide und Futtermittel*⁽¹⁰⁾に関するEC裁判所の先決的判決に対する反応でした。この事件において、日用品を扱う貿易会社は、穀物市場の共同機関を規制するEC規則によって要請される寄託制度は、「行動および処分の自由の原則、経済的自由の原則および比例原則」⁽¹¹⁾を侵害していると主

(9) この原理は、既にEC裁判所によって、*Costa v. ENEL* 事件 (Case 6/64 *Costa v. ENEL* [1964] ECR 585) の有名な判決において詳述されている。同事件において、裁判所はイタリア法に対する共同体法の優越性を認めた。共同体法の優位性の原理は、以下のように説明された。

「無限に存続する共同体が創設され、この共同体は、独自の機関、独自の法人格、国際的な場における独自の法的資格と代表資格を備え、なかでも主権制限または構成国から共同体への権限委譲から生じる真の権限を備えているので、構成国は限られた分野においてではあるが、その主権を制限することとなった。そして構成国国民と構成国自身を拘束する一群の法を創出することとなった。共同体、そしてより一般的には条約の文言と精神から派生する条項が各構成国の法に融合されることは、必然的帰結として構成国が相互主義に基づき構成国が承認した法制度を逸脱して、一方的な事後的措置に優越性を認めることが不可能ということである。」(at 593-4.)

もちろん、もしも各構成国の国内裁判所が、ある事件において、共同体法が当該構成国の国内憲法に反することを理由として共同体法の適用を拒絶することが可能ならば、この優位性の原理は侵害されることになる。それでも3人の有力な論者は、人権保護に関する裁判所の発展は、優位性の原理に対するいかなる脅威の可能性でも封じ込めてしまうことを目的とした戦略的行動であると結論づけている。「裁判所の表向き言葉…は、人権という言葉である。その深層は優位性がすべてである… [それは] 本来の条約体系では明らかに (主として理論的に) 人権が十分に保護されていないので脅威にさらされている優位性という概念を守るための企てである。」

See Weiler, Cassese and Clapham eds., *Human Rights and the European Community* (1991) Vol. II, pp. 580-1.

(10) Case 11/70 [1970] ECR 1125 (EC裁判所の判決) 及び BVerf GE 37, s. 271; [1974] CMLR 540 (ドイツ憲法裁判所の判決)

(11) Case 11/70 [1970] ECR 1125, 1134.

しました。

EC裁判所は、基本的権利の問題に関して不安をつのらせている地域があることを意識していたようで、これを機会に、人権裁判所としてのEC裁判所の役割の根本的再検討を行いました。国内裁判所は国内法を参照することによって共同体規則の有効性に異議を申し立てることはできない、なぜならばこれは共同体法の優位性に反することになるからであるとまず判示しました。もっとも裁判所は、すでに表明されていた問題に対して重要な譲歩を行いつつ、個人的権利の保護は共同体法の基本的特徴であると判示しました。

「こうした権利の保護は、構成国に共通する憲法的伝統によって鼓舞される一方で、共同体の基本構造および目的の枠組においても確保されなければならない⁽¹²⁾。」

ドイツ憲法裁判所は、——ローマ条約177条に基づきEC裁判所に対して先決的判決を要請していたのですが——、この見解には感銘を受けませんでした。ドイツ憲法裁判所は、共同体がここで説明した基本的保障を欠くかぎりでは「[Solange] 事件：Solange の意味は so long as (～であるかぎり) である。判決文中のこの部分をもじって、この事件は Solange 事件と呼ばれている」、当裁判所は人権侵害の可能性について共同体法を審査する権利を留保すると判示しました⁽¹³⁾。

(12) Case 11/70 [1970] ECR 1125, 1134. 現在では、EC裁判所の言葉を直接踏まえた規定がマーストリヒト条約F条2項にある。本稿後述153頁参照。人権保護について最初に言及があったのは、Case 29/69 Stauder v. Stadt Ulm [1969] ECR 419 であった。この事件においてEC裁判所は、基本的権利は共同体の一般原理の中に規定されており、EC裁判所によって保護されていると述べた(at 425)。

(13) ドイツ憲法裁判所は、後にこの立場からしりぞき、EC裁判所の人権判例によって新たな保護が与えられていることを認めた。Re Wunsche Handelsgesellschaft 73 BVerfGE 339; [1987] 3 CMLR 225及びRe Brunner [1994] 1 CMLR 57 (the Maastricht Treaty ratification case) 参照。後者の事件ではドイツ憲法裁判所は、ヨーロッパ理事会の決定の結果、ドイツ国民の憲法的権利が侵害されるようなことが万一あれば、「EC裁判所、またはかわりに連邦憲法裁判所が、こうした権利の適切な保護を提供するだろう。その場合、憲法裁判所およびEC裁判所は憲法的保護の保障において共同関係にあり、その関係の下で両者はお互いに補足しあっている」と述べた ([1994] 1 CMLR at 81-2)。

EC裁判所は、Internationale Handelsgesellschaft 事件では、もっぱら国内の人権伝統に依拠すると示していましたが、これは Nold 事件⁽¹⁴⁾において拡張され、以下のものも含まれることになりました。

「構成国が共同して作成した、あるいは加盟国となっている、人権保護に関する国際条約は、共同体法の枠組の中で従うべきガイドラインを提供することができる⁽¹⁵⁾。」

これは、EC裁判所が、前述のような事件の場合には、指導原理としてヨーロッパ人権条約（ECHR [European Convention on Human Rights]）を用いることをはっきりと示したことになります。当時ヨーロッパ人権条約は、現在維持するのと全く同じ地位を占めていたわけではなかった点は言及しておくべきでしょう。すなわち問題の一部は、当時各EC構成国の全てが、ストラスブール裁判所制度への個人の申立権を承認していたわけではなかったということです（これが改善されたのは、1981年にフランスが個人の申立権を承認したときです）。政治的分野においては他にも類似的な発展が見られました。たとえば、1977年には、ヨーロッパ議会、理事会および委員会によって共同宣言が行われ、共同体法レベルにおいて個人の権利を保護する必要性を承認し、確認しました⁽¹⁶⁾。

1980年代における発展

もっとも1980年代には、変化の速度が速められました。この点については R v.

(14) Case 4/73 Firma J. Nold KG v. Commission [1974] ECR 491.

(15) Ibid., 507.

(16) Official Journal 1977, C 103/1. 一般的には Forman, "The Joint Declaration Fundamental Rights" (1977) 2 European Law Review 214を参照せよ。Case 222/84 Johnston v. Chief Constable of the Royal Ulster Constabulary [1985] ECR 1651, 1682 では、EC裁判所は、同裁判所によるヨーロッパ人権条約の間接的受容の法的正当化として共同宣言を引用しているようである。「ヨーロッパ議会、理事会および委員会が、1977年4月5日の共同宣言において承認しており、EC裁判所はその判決の中で承認しているので、ヨーロッパ人権条約が基礎とする原理は共同体法においても考慮にいれなければならない」

Kirk 事件⁽¹⁷⁾における E C 裁判所の判決が格好の例を提供します。Kirk はデンマークの漁船の船長で、新たに導入された E C の漁業規則違反で告発されました。E C 裁判所は、当該規則は遡及的に適用されており、その限りにおいて当該規則は無効であると判示しました。刑法の不遡及の原則は全加盟国の憲法的伝統に共通しており、しかもヨーロッパ人権条約 7 条⁽¹⁸⁾によって明示的に禁止されていました。この事件は、恐らく、ヨーロッパ人権条約の条項に明示的に言及して共同体規則を無効とした最初の例だと考えられます。

この判決は、E C 裁判所の訴訟でヨーロッパ人権条約の利用をするように他の訴訟当事者を促したようです。Cinéthèque SA v. Fédération Nationale des Cinémas Français 事件⁽¹⁹⁾では、映画が映画館で上映されるまではビデオの頒布を制約するというフランス法が挑戦を受けました。E C 裁判所は、フランス法がヨーロッパ人権条約 10 条⁽²⁰⁾に違反するという理由でフランス法の有効性を問題にする裁判権を E C 裁判所は有していないと判示しました。その際に、E C 裁判所が介入して、共同体法の範囲に入らない国内規範についてヨーロッパ人権条約との適合性を審査することはできないと述べました。

EC 裁判所は、ギリシャ・テレビ事件, Elliniki Radiophonia Tileorassi v. Dimotiki 事件⁽²¹⁾においてさらに一歩前進しました。ギリシャ法の下では、国営

(17) Case 63/83 [1984] ECR 2689.

(18) 第 7 条 1 項の規定は以下の通りである。

「何人も、実行の時に国内法または国際法による犯罪を構成しなかった作為または不作為を理由として有罪とされることはない。何人も、犯罪が行われたときに適用されていた刑罰よりも重い刑罰を科されない。」

(19) Case 60 & 61/84 [1985] ECR 2605.

(20) 第 10 条 1 項のうち関連する部分の規定は以下の通りである。

「すべての者は、表現の自由についての権利を有する。この権利には、公の機関による干渉を受けることなく、かつ国境とのかかわりなく、意見をもつ自由ならびに情報および考えを受けおよび伝える自由を含む。」

(21) Case C-260/89 [1991] ECR I-2925. このような展開の基礎は、すでに Case 36/75 Rutili [1975] ECR 1219 において築かれていた。この事件では、フランスの内務省がフランス内のイタリア国民の移動を制約しようとし、労働者の自由な移動に関するローマ条約 48 条から逸脱することになった。フランス政府が依拠したのは、48 条 3 項に規定される公の秩序による例外である。E C 裁判所は、このような公共の秩序に基づく逸脱の範囲は、共同体法の一般原理に照らして吟味されなければならないと判示し、もしも必要ならば、E C 裁判所はヨーロッパ人権条約に照らしてフランスの行動の有効性を吟味するだろうと示唆していた。

放送局に有利になるように独占体制がつくられており、そのため同局には外国のテレビ番組を輸入し、放映する独占的免許が与えられていました。EC裁判所は、これはサービスの提供に対する制約となると判示しました。したがってローマ条約56条1項（同条は、なかでも、公の秩序⁽²²⁾によって正当化される場合には、外国国民に対する特別措置を認めています）への依拠によって無効から免れないかぎり、ギリシャ法は無効ということになりました。EC裁判所は、こうした制約の合法性（lawfulness）は法の一般原理、とくに基本的権利の一般原理に照らして評価されなければならないと判示しました。さらにEC裁判所は以下のように続けました。

「かくして、問題になっている国内法規範が、55条および56条という一対の条項によって提供される例外にあてはまるのは、基本的権利に合致する場合だけで、この基本的権利の遵守をEC裁判所は保障しているのである⁽²³⁾。」

したがって、こうした事件の場合には、国内裁判所およびEC裁判所が、共同体法のすべての法規範に関係する条項の適用を検討することになりますが、そこには、EC裁判所によって遵守が保障されている一般原理として、ヨーロッパ人権条約10条に具体化されている表現の自由も含まれることとなります。

このようなアプローチ——そこには共同体法によって認められる裁量権の行使の有効性の審査も含まれています——は、1989年秋に起った一連の競争法に関する事件⁽²⁴⁾においてすでに表れていました。一連の事件では、多種多様な会社が、EC委員会が行った決定の有効性に挑戦しました。EC委員会は、審査

(22) 「[サービスの自由移動に関する]この章の規定およびその規定に基づいてとられる措置は、公の秩序、公共の安全および公衆衛生上の理由に基づき、外国人に対する特別の取扱を定める法律、規則および行政措置によって規定される条項の適用を妨げるものではない。」

(23) [1991] ECR I-2925, 2964.

(24) さらに1987年の判決からも予測できた。Case 12/86 Demirel v. Stadt Schwäbisch Gmünd [1987] ECR 3719. この事件が提起した問題は、ドイツで合法的に働いているトルコ国民の家族に対してドイツ当局が許可を拒絶したことが、ヨーロッパ人権条約8条に規定されている家族生活の尊重の保障に反しないかどうかである。EC裁判所は、当該決定がヨーロッパ人権条約に合致するかどうかを審査する権限は有しないと判示した。なぜならば、当該家族がドイツに居住することを認められるべきかという問題は、共同体法の問題を提起しないからであるとする。

の際に、中心的反トラスト手続法、すなわち規則17/62に基づく調査権限を行使して、同決定を行っています。

Hoechst v. Commission⁽²⁵⁾では、EC裁判所は、ヨーロッパ人権条約8条（プライバシーおよび家族生活の尊重を保障する）に依拠することによって、反トラスト違反の証拠を捜している委員会職員による事業所敷地内の捜査を会社が阻止することはできないと判示しました。EC裁判所の見解では、この種の条項は、本来、私的な生活に適用されるのであって、事業所の敷地に適用されるものではありませんでした。他方、適法性の原理（principle of legality）によれば、EC職員は、捜査令状その他に関しては当該事業地の国内法に従わなければならないことになっています。対の事件となるOrkem事件⁽²⁶⁾では、EC裁判所は、自己負罪禁止のルールから、委員会が規則17/62に基づく権限を行使する際には、関係企業の防禦権を事実上侵害することはできないと判示しました。このことから、委員会がしてはならないのは、

「企業に対して、委員会が立証する責任のある“競争ルール違反”の存在を企業側に認めさせることになるかもしれないような回答を委員会へ提供するように強制することである⁽²⁷⁾。」

EC裁判所は、当該会社はヨーロッパ人権条約6条⁽²⁸⁾に直接依拠してこの原理を確立することはできない、なぜならばストラスブールの裁判所は当時、ヨーロッパ人権条約6条が自己負罪禁止の権利を含むものかどうかという問題について裁定を下す機会をまだ得ていないからであると判示することになりました。けれども、注目すべき興味深い点は、この問題が、Funke v. France事件⁽²⁹⁾においてヨーロッパ人権裁判所の前についてに登場したとき、同裁判所はつ

(25) Jointed cases 46/87 and 227/88 [1989] ECR 2859.

(26) Case 374/87 [1989] ECR 3283.

(27) Id., 3351.

(28) 6条1項のうち関連する部分の規定は以下の通りである。

「すべての者は、…刑事上の罪の決定のため、裁判所による…公正な…審理を受ける権利を有する。」

6条2項の規定は以下の通りである。

「刑事上の罪に問われているすべての者は、法律に基づいて有罪とされるまでは、無罪と推定される。」

(29) (1993) 16 EHRR 297.

いでに E C 裁判所の Orkem 事件における裁定に言及し、条約 6 条はまさに自己負罪禁止のルールを保障していると判示したことです。

アイルランドの妊娠中絶事件

二つの裁判所の相互作用の可能性をさらに示す証拠を提供するのが、1991年および1992年のアイルランドの妊娠中絶事件です。両者のうち最初の事件、すなわち Society of the Protection of Unborn Children (Ire.) Ltd. v. Grogan⁽³⁰⁾ において、E C 裁判所に問われたのは、妊娠中絶に関する情報の提供を（当時の）アイルランド憲法が禁止していたことは E C 法⁽³¹⁾に違反するかどうかでした。裁判所は、他の E C 構成国において合法的に行われている妊娠中絶は、ローマ条約 60 条の意味するところの「サービス」である点では同意しました。しかし、本件においてはローマ条約は適用されないとさらに判示しました。ここでは、Trinity College, Dublin および University College, Dublin の幾人かの学生が、無料で連合王国における妊娠中絶に関する情報を配布しただけで、彼らと外国の妊娠中絶クリニックとの間には経済的関連性——これは E C 法にいうサービスを提供する権利の極めて重大な構成要素である——は一切ありませんでした。従って、アイルランドにおける禁止は E C 法の範囲外でした——少なくともこの事件に関するかぎりは——。そして E C 裁判所はヨーロッパ人権条約 10 条に照らしてこの法を審査することはできないと判示しました。

「とりわけ、Elliniki Radiophonia Tileorassi 事件の判決によれば、…この

(30) Case C-159/90 [1991] ECR I-4685.

(31) アイルランドの裁判所は当初、1983年の憲法第 8 修正によって挿入された「生命尊重」修正は、たとえば連合王国のような他の法域における妊娠中絶サービスの提供に関する情報の配布を阻止すると判示していた。しかしながら、Attorney General v. X [1992] 1 IR 1 におけるアイルランド最高裁判所の重大な判決（「生命尊重」条項にもかかわらず、母親の生命が危機に瀕している場合にはアイルランドにおいても妊娠中絶の提供は合法的であると判示された）および Open Door Counselling Ltd. v. Irerand (1993) 15 EHRR 244 におけるヨーロッパ人権裁判所の判決（当該情報禁止の絶対的性格は、自由な言論に対する過度の干渉であり、ヨーロッパ人権条約第 10 条に違反すると判示された）を経て、アイルランドの選挙民は 1992 年憲法第 14 修正を承認した。この憲法修正は、前述のような情報の提供を認めた。

事件において国内立法が共同体法の適用範囲内に入っていたので、EC裁判所が先決的判決を下すことを要請された場合には、当該国内立法が基本的権利に適合するかどうか国内裁判所が判断できるようにするために必要な解釈上のあらゆる要素をEC裁判所は国内裁判所に提供しなければならない。この基本的権利は、とくにヨーロッパ人権条約に規定されており、その遵守をEC裁判所は保障する。しかしながら、EC裁判所は共同体法の範囲外となる国内立法に関してはこうした裁判権を有しない。本件の事実およびローマ条約59条と62条の範囲に関して上記のように到達した結論を考慮すると、このことは国内裁判所において問題となっている当該禁止についてもあてはまるように見える⁽³²⁾。」この判決からはっきりとわかることは、もしも経済的関連性があったならば——本件のような場合には、訴訟はEC法にいうところのサービスの提供に関わることになり——、そうならばEC裁判所が、アイルランドにおける情報禁止がローマ条約55条および56条の「公の秩序」条項の下で正当化されるかどうかを検討する際に、同裁判所はヨーロッパ人権条約10条に照らしてこの正当化の合法性を審査したであろうということです。

たまたま、この問題は、もう片方の事件 *Open-Door Counselling Ltd. v. Irel and*⁽³³⁾において、とうとうヨーロッパ人権裁判所にもちこまれました。そしてストラスブールの裁判所は、当該情報の提供と胎児の生命に対する危険との間に明確な関連性があることが証明されない上に、当該禁止が絶対的性格のものであることから、ストラスブールの裁判所としては、当該禁止はヨーロッパ人権条約10条に違反し無効であると確信したと判示しました。一ヶ月後、アイルランドの選挙民を投票を行い、憲法を改正し、当該情報禁止を改革しました。

Wachauf 事件および Bostock 事件における判決

二つの農業問題の事件、すなわち *Wachauf v. Bundesamt für Ernährung and Forstwirtschaft*⁽³⁴⁾および *R. v. Ministry of Agriculture, ex p. Bostock*⁽³⁵⁾におけるEC裁判所の判決は、厄介な分野における前述の人権原理の適用について、興味深い例を提供します。ECでは大量の牛乳が生産過剰となっているた

(32) [1991] ECR I-4685, 4741.

(33) (1993) 15 EHRR 244.

(34) [1989] ECR 2609.

(35) Case C-2/92 [1994] ECR I-955.

めに、酪農家には牛乳生産について年間生産割当が定められており、当該生産割当は牛乳が生産されている土地に交替で定められていました⁽³⁶⁾。こうした生産割当は、非常に重要なものです。

Wachauf 事件と Bostock 事件の事実は非常に類似していました。両者はいずれも借地農で、自ら率先、努力して、各人の農場の牛乳生産能力を高めてきました。借地農が自己の借地を返還したときには、地主は非常に増大された牛乳割当の恩恵を手に入れることとなりました。Wachauf 事件では、EC 裁判所はまず、基本的権利の保護の性質に関する、いまやおなじみとなった公式を繰返し、さらに以下のように続けました。

「前述の規準を考慮に入れると、共同体のルールが、借地契約が満了した際に居住していた借地に投下した借地人の労働や投資の成果を、補償なしに借地人から奪ってしまう効果をもつならば、このルールは共同体法秩序における基本的権利の保護の要請と合致しないと述べなければならない。こうした要請は、構成国が共同体の法的ルールを実施する際にも構成国に対して拘束力を持つので、構成国はできるかぎり要請にしたがってこれらのルールを実施しなければならない⁽³⁷⁾。」

この判決がいつているのは、ドイツ当局は、借地人に対して借地契約満了後も当該牛乳生産割当を保持し続けることを認めるか、さもなければ地主に移転された牛乳割当の価値に見合った補償を借地人に対して行うかのいずれかを要請されるということでありました。

Bostock 事件は、上記の判決の続編となりました。この事件では、借地人は借地契約満了に際して、地主に対して牛乳生産割当を譲り渡すよう強制されてきました。そして当時の連合王国法の下では、借地契約期間中、農場の牛乳生産能力を高めた際の借地人の労働力および投資に対して補償が行われる可能性は全くありませんでした。そこで補償の不存在は EC における二つの基本的権利、すなわち (i) 財産および (ii) 不当利得禁止のルールを侵害するという主張がなされました。

(36) 一般的には Cardwell, “General Principles of the Community Law and Milk Quotas” (1992) 29 Common Market Law Review 723 を参照せよ。

(37) [1994] ECR I-955, 983.

EC裁判所は、財産権はEC裁判所が保護しなければならないEC法の一般原理の一つであることを再確認しました。しかしながら、本件においてはこれはBostockの助けとはなりません。その理由は、次のようになります。

「共同体法秩序によって保障されている財産権は、当事者の資産や職業上の活動から生じたものではない、たとえば〔牛乳生産割当〕のような便宜を処分して利益を得る権利まで含んではいなかった⁽³⁸⁾。」

したがって、共同体法秩序によって保障されている財産権の保護は、出ていく借地人に対して地主が補償を支払う制度を導入し、このような補償を受ける権利を借地人に直接に付与することを、構成国に要請するものではありませんでした。EC裁判所は、続いて不当利得の主張を取扱い、これは国内法の問題である、なぜならば「現行の共同体法によれば」、これは共同体法の一般原理によって保護される権利ではないからだと判示しました。

EC裁判所の人権判例の正統性

Bostockの事件が明らかにするのは、EC裁判所の人権判例の多くの弱点で

(38) *Id.*, 984. この理由付けは全く説得的ではない。なぜならば二つの重要な事実を見逃しているからである。第一に、牛乳生産割当は、独自の経済的価値を獲得している（だからこのような生産割当を単なる「法によって与えられた便宜」として表現することはまったく現実的ではない）。第二に、牛乳生産割当の増加によって地主のもとに生じた恩恵を見逃してしまった。この増加は、実際には、「当事者の職業上の活動」から生じたものである。なぜならば、まさにBostock自身の努力を通じて、当該農場の牛乳生産能力が高められたのであり、その結果として、前者の借地契約が満了した際に、地主への牛乳生産割当が増加することとなったからである。Case C-5/88 Wachauf [1989] ECR 2690, 2639におけるJacobs法務官の意見を参照せよ。ここでは彼は、牛乳生産割当は、牛乳市場を規制するためのメカニズムでしかなく、財産権を生じるような無形資産としてみなすことはできないという主張を拒否した。

「これは共同体立法の意図に合致するのかもしれないが、経済的現実を反映していない。生産者の立場から生産割当の本質を検討するならば、明らかなのは、生産割当に相当するものは、一定量の商品（牛乳）を大方保証された値段で、罰金をこうむることなく、生産できるという一種の許可である。…市場は、生産割当の導入によって事実上硬直化しているので、そこにおいてはこの

す。たとえば、なぜ財産権は基本的権利の一つなのに、不当利得禁止のルールはそうではないのでしょうか。より根本的には、EC裁判所が基本的権利を保障する権限の厳密な法源は何でしょうか。論者の中には次の164条をあげる者もいます。

「EC裁判所は、この条約の解釈および適用について、法の遵守を確保する⁽³⁹⁾。」

ある著名な法務官 (Advocate General) は以下のように述べています。

「EC裁判所の判例法が根拠としているのは、…164条という非常に一般的な条項である。…同条がEC裁判所に要請しているのは、この条約の解釈および適用について、法の遵守を確保することである。ここで「法」とは、国内の法制度において承認された一般原理を含む加盟国の共通の法的遺産にまで言及するものと考えられる⁽⁴⁰⁾。」

しかしながら、これは、広範囲にわたる判例 (jurisprudence) にとっては、かなりあいまいな基礎づけ方であるように思われます。「法の遵守」という文言は、せいぜい適法性の一般原理に言及するにすぎず、共同体法上の権利に対して影響を与える国内の裁量的行政行為に関わる事件においてヨーロッパ人権条約の間接的な国内的受容——ますます実現しつつあるのに——にまで言及するものではありません。もしもローマ条約の起草者が、EC裁判所はある一定の列挙されていない基本的権利を保護すべきであると意図していたならば、「法の遵守および基本的権利の保護」というような文言を、現行の164条の文言の代わりに用いていたことが予想できます。

これまでに共同体のレベルにおいて政治的發展があり、それがこうした司

ような「許可」は経済的価値を必ず獲得するはずである。この価値は、主として酪農用小作地にとってより高い賃借価値と資本価値となるだろう。」

(39) よって、Bostock 事件では法務官 Gulmann は、164条は EC 裁判所の基本的権利判例の根拠であると示唆したようである。[1974] ECR I-955, 971. を参照せよ。

(40) Jacobs, “The Protection of Human Rights in the Member States of the European Community ” in O’Reilly ed., Human Rights and Constitutional Law (Dublin, 1992) at 243.

法的発展に暗黙の奨励を与えたと言えるでしょう。まず、1989年の4月に、ヨーロッパ議会は基本的権利および自由の宣言をさらに採択しました⁽⁴¹⁾。この宣言は、それに先行する1977年の宣言と同じく、性格としては大いに願望的なもので、効果としては象徴的なものです。それでも、このような宣言は、こうした発展の過程により一層のはずみを付けるものであることは明らかです。さらに重要なことに、マーストリヒト条約F条2項はいまや以下のように規定しています。

「連合は…ヨーロッパ人権条約により保障され、かつ構成国に共通する憲法上の伝統に由来する基本的権利を共同体法の一般原則として尊重する⁽⁴²⁾。」

しかしながら、この称讃すべき条項は、EC裁判所によっては適用できないことが明示的に宣言されました⁽⁴³⁾。というわけで、EC裁判所は自明の法的根拠を一切持たない人権裁判権を有しているという、実に異例の状況にあります。確かに、F条2項は人権分野におけるEC裁判所の実際の判決を、成文の形で言い直していますが、マーストリヒト条約の起草者は、EC裁判所にこのような管轄権を付与することを明らかに差し控えたのです。では、なぜEC裁判所は共同体法の中に不文の権利章典を読み込もうとしなければならないのでしょうか。ヨーロッパの憲法的な条約の起草者が前述したような裁判権をEC裁判所に付与することを差し控えたというのに⁽⁴⁴⁾。同じく異常なことは、EC裁判所の判例全体の正統性に疑いをささむことをやめる論者はほとんどいないとい

(41) Official Journal of the European Communities, May 16, 1989, C120/51.

(42) マーストリヒト条約K条1項は、ヨーロッパ連合が、政治犯庇護や移民政策のような問題を規制することを可能にする。K条2項の規定は以下の通りである。

「K条1項に言及された事項は、[ヨーロッパ人権条約] および1951年7月18日の難民の地位に関する「ジュネーブ」条約に従い、かつ政治的理由によって起訴された人に対して構成国によって与えられる保護を考慮して扱われる。」

この後者の条項もEC裁判所によって適用できない。L条を参照せよ。

(43) L条。

(44) Cappelletti 教授は、EC裁判所の裁判官は、自分自身で、「起草者が考ええなかったことおよび共同体の政治部門が企てようとしなかったことを行う正当性と法的資格を主張している」と述べた。The Judicial Process in Comparative Perspective(1989) at p.174.

うことです。論者達は、E C裁判所は防禦的に、E C裁判所自身の優位性原理を守る戦略として人権問題を利用しているに過ぎないのか、それともE C裁判所は純粹に人権の発展と保護に専念しているのかという問題において意見が分かれています⁽⁴⁵⁾。

将来はどうなるのでしょうか。現在、ヨーロッパ理事会から、E C自身がヨーロッパの加盟国となるべきだという提案があります。そしてE C裁判所はローマ条約228条に基づき裁判所の意見を出すことを求められています⁽⁴⁶⁾。この提案にはすくなくとも二つの法的障害があるように思えます。第一に、E Cは、ヨーロッパ人権条約によって本来理解されている意味での「国家」ではありません。第二に、もしもE C裁判所の判決が実際にヨーロッパ人権裁判所によって審理されうることになれば、E C法上のあらゆる決定の最終的審判者としてのE C裁判所の司法的自律性が危うくなるかもしれません⁽⁴⁷⁾。しかも、確かに

(45) この点に関しては、Coppel and O'Neil, "The European Court of Justice : Taking Rights Seriously ?" (1992) 29 Common Market Law Review 669 の見解およびこれに対する反応として Weiler and Lockhart, "Taking rights seriously" seriously : the European Court and its fundamenta rights jurisprudence" (1995) 32 Common Market Law Review 51,579を参照せよ。

(46) 228条1項の該当部分の規定は以下の通りである。「理事会、委員会または構成国は、[E C裁判所に関わる提案されている国際協定]がこの条約の規定に合致しているかどうかについて、予め司法裁判所の意見を求めることができる。」

(47) Opinion 1 /91 Opinion on the Draft Agreement on a European Economic Area [1992] 1 CMLR 245.におけるE C裁判所の判決と直接的類似性がある。この場合には、E C裁判所は、新しくE C—E F T A裁判所（E C裁判所およびE F T A加盟国から選ばれた裁判官で構成される）を創設する提案は、この裁判所がE CとE F T Aとの間の経済領域協定から生じる貿易・競争問題を裁判する管轄を有することになるので、共同体法の基本原理に反していると判示した [European Free Trade Association 欧州自由貿易連合：訳者]。その理由は、こうした問題に関する共同体内における最終的司法審判者としてのE C裁判所の制度的自律性をこの提案は危うくするからである。それにもかかわらず、E C裁判所の意見には、共同体によるヨーロッパ人権条約の批准は、原理的には、少なくともE C法には反しないということを示唆する文章 (at 271) が含まれている。

「しかしながら、国際協定が独自の裁判制度を備え、そこには当該国際協定の締約国間の紛争を解決する裁判権を有し、その結果当該条項を解釈する裁判所も含まれているような場合には、当該裁判所は、E C裁判所も含め共同体の機関を拘束することになる。…このような裁判制度を備えた国際協定は原理的には共同体法と両立する。国際関係の領域における共同体の権限および国際協

ローマ条約230条は、共同体は「ヨーロッパ審議会とのあらゆる有益な協力関係を確立する」と規定しますが、この規定自体では上述の難問に打ち勝つには十分であるようには見えません。

恐らく、最良の解決はEC独自の権利章典を採択することでしょう。しかしこれは連合王国および、おそらくは他の幾つかの構成国⁽⁴⁸⁾からの政治的反対に必ず会うでしょう。現在の連合王国政府は、EC裁判所はすでに権力をもちすぎていると考えており、ヨーロッパ人権条約（あるいはそのEC版のようなもの）をマーストリヒト条約の修正版の一部とするような実際上の効果をもつ提案には、ほぼ必ず反対するでしょう。しかもいずれにせよこうしたことは實際上、部分的には起きているのでありますが——たとえば、事実上、EC裁判所の判例は、実際上、国内立法と共同体法が相互に影響し合う事件において、ヨーロッパ人権条約の間接的編入を認めていますけれども——、政治的障害は非常に手強いのです。連合王国の「ヨーロッパ統合懐疑論者 the Euro-sceptics」は、このような権利章典の採択を一つのヨーロッパ超大国という方向に進むさらなる一歩である、とためらうことなくみなすでしょう。

もちろん、この点がマーストリヒト条約の修正を取り巻く論争全体の中でのまさに断層線だとみることができるのでありまして、「ヨーロッパ連邦論者 the Euro-federalists」が結束して「ヨーロッパ統合懐疑論者」に対峙している地点です。したがって、政府間会議による現行マーストリヒト条約の検討は、ヨーロッパの政治的および法的将来を明確にすると言うのがなぜ誇張ではないのか容易に理解できるはずで

（江島 晶子）

定を締結する共同体の能力は、国際協定の条項の解釈および適用に関して、当該協定によって創設または立案された裁判所の判決に任せる権限を必ず必要とする。」

- (48) たとえば、アイルランドはECの権利章典に反対するかもしれない。EC裁判所の将来の裁定が、ECの権利章典におけるプライバシーの権利は、胎児の生命の権利よりも優位すると命じることによって、胎児の生命に対するアイルランド憲法上の保護が危うくされる危険があるということを意味するならば、